

火を使用する設備に係る規定の見直し（条例第3条関係）

- ◆ 固体燃料（木炭を燃料とするもの）を使用する火気設備について、従前は炉等の一般規定が適用され、周囲の離隔距離を確保する必要がありました。
昨今のキャンプブーム等を受けて、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、固定燃料を使用する火気設備について、基準の見直しが行われました。
- ◆ 炭火焼き器の周囲の離隔距離が下記表のとおり、新たに定められました。

種 類			離隔距離（cm）			
			上方	側方	前方	後方
炭火焼き器	不燃以外	木炭を燃料とするもの	100	50	50	50
	不 燃		80	30	—	30